

## 旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和8年6月16日

旭川市長 今津 寛介

### 1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旧西神楽支所跡地草刈業務委託

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旧西神楽支所跡地の敷地内の草刈り及び刈草搬出業務

イ 履行期間

契約締結日から令和8年10月1日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市西神楽南2条3丁目

旭川市市民生活部西神楽支所

電話 0166-75-3111

### 2 契約の相手方の選定基準

(1) 旭川市における高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター。

(2) シルバー人材センター連合及びシルバー人材センターに準ずる者であって旭川市高年齢者就業機会提供団体名簿に登録されている者。

### 3 契約の相手方の決定方法

公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格の範囲内で最低価格の者と契約を締結する。